

令和 5 年 4 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 4 月 25 日 (火) 午後 1 時 45 分～午後 2 時 45 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 合意解約通知の報告について  
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可取消願について  
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可取消願について  
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 6 議案第 5 号 非農地証明交付願について  
日程第 7 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画について

4. 出席した農業委員 (13 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵 美 子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行
10 番 深 澤 良 朗	11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員 (0 名)

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長	山 銅 敏 男	事務局長補佐	森 田 憲 一
主任	古 郷 真 吾		

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 4 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者はいらっしゃいません。従いまして、在任農業委

員 13 名中、現在の出席委員は 13 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしく願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 5 年 4 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 5 年 4 月 25 日一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「3 番：石原 郷士 委員」と「4 番：岩崎 十三江 委員」の両名をお願いいたします。

#### 報告第 1 号

議 長 日程第 1 報告第 1 号「合意解約通知の報告について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号 1 番  
(議案書：借人、貸人、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号 1 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。両者の話し合いにより合意解約したものの。農業経営基盤強化促進法による貸貸借。合意解約日は令和 5 年 4 月 6 日。  
以上 1 件につきまして、報告いたします。

#### 議案第 1 号

議 長 日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)  
番号1番。現在、農業を営んでいます。高齢で耕作出来ない父から申請地を借り受け、経営規模を拡大して経営の合理化を図りたく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。

番号2番。現在、ナスを中心とした農業を営んでいます。高齢で全面を耕作出来ない兄から申請地を譲り受け、経営の規模拡張を図りたく申請するもの。申請人は取得後のすべての農地を利用すること、所有している機械の状況、農作業に従事する者の状況、周辺地域との関係を見ても問題はありません。申請人はこれまでも農業に従事しており問題ないと思います。

以上、2件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

番号1番

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声多数と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

議長

日程第3議案第2号「農地法第4条の規定による許可取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番  
(申請人、土地の表示等の説明)  
令和4年10月に農地法第4条による許可を受けましたが、業者との請負契約を解除し、太陽光発電設備設置を中止したく、取消を願い出るもの。  
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番  
議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号  
議長 日程第4議案第3号「農地法第5条の規定による許可取消願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
令和5年3月に農地法第5条による許可を受けましたが、昭和56年4月に制限除外の農地として届け出を受けていたため、取消を願い出るもの。  
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番  
議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番委員 過去に制限除外の申請が出されていたので、農地転用する必要なかったということでしょうか。

事務局 おっしゃるとおりです。

議長 その他にご意見ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 議案第4号

議 長 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号3番  
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)  
番号1番。現在、市外にて飲食店等を経営していますが、申請地を借り受け、飲食店を建設したく申請するもの。第3種農地。  
番号2番。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれる申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。第3種農地。  
番号3番。現在、市内にて居住していますが、閑静な住宅街であり、生活環境に恵まれる申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第6工区。第3種農地。  
以上、3件の審議につきまして、よろしく願いいたします。

#### 番号1番

議 長 番号1番について、笠2区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。〇〇と〇〇が交差する交番のある信号を南下します。一つ目と二つ目の信号の間、右手側に申請地があります。北側に〇〇、東側に〇〇、南側に〇〇があります。申請地はかなり大きな植木がありますが管理はされています。畑よりも店舗の方が向いているのかなと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

#### 番号2番

議 長 番号2番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員 9番、田村です。地図の2番をご覧ください。〇〇の西側の道を北上します。二つ目の十字路を左折し手前から三軒目、右手側が申請地です。申請地は除草剤が撒

いてあり枯れていました。北側と東側は〇〇、南側は〇〇という場所です。  
慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

番号 3 番  
会 長

番号 3 番について、笠 5 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 9 番、田村です。地図の 3 番をご覧ください。申請地は地図 2 番の 1 軒挟んだ東側の隣接地です。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。

事務局

6 ページの番号 4 番から番号 8 番を説明します。

番号 4 番から番号 8 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号 4 番。現在、市内にて両親と同居していますが、父が所有する申請地を譲り受け、美容室を開業したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 6 工区。第 3 種農地。

番号 5 番。現在、市内にて居住していますが、利便性や環境の面から子育てするには最適な申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々用水土地改良区第 10 工区。第 3 種農地。

番号 6 番。現在、市内にて不動産業を営営していますが、閑静で住宅地として適した申請地を買い受け、建売分譲住宅として利用したく申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当。第 3 種農地。

番号 7 番。現在、市外にて居住していますが、祖母から申請地を借り受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。始末書添付。大間々用水土地改良区第 6 工区。

西鹿田 681-1 宅地 318.03 m<sup>2</sup>と一体利用。第2種農地。  
番号8番。昭和48年から昭和50年にかけて配水管を布設しましたが、農地転用申請を失念しており、現状を是正したく申請するもの。始末書添付。第2種農地。  
以上5件の審議について、よろしくお願いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸5区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番、田村です。地図の4番をご覧ください。〇〇から〇〇を200メートルほど北上します。十字路を右折したすぐ右手側が申請地です。道を挟んで北側が車屋さんです。草は多少生えていますが、住宅に囲まれた農地であり、何ら問題無いと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

議 長

番号5番について、笠懸7区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、鈴木です。地図の5番をご覧ください。〇〇の踏切を渡って800メートルほど南下します。左折して300メートルほど向かいます。二つ目の十字路を北上します。手前から二軒目が申請地です。北側には農地がありますが、特段の問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

議 長

番号6番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 6 番をご覧ください。〇〇を南下します。〇〇を右折し、500 メートルほど向かった右手側が申請地です。多少作物が作ってありますが、周囲は住宅地であり、何ら問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

#### 番号 7 番

議 長 番号 7 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。  
番号 7 番について、笠懸 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、岩崎です。地図の 7 番をご覧ください。〇〇を北上します。手前から三軒目の左手側が申請地です。始末書のとおり、現在建っている住宅を取り壊して、孫の為に新たに住宅を建てたいとのことです。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

#### 番号 8 番

議 長 番号 8 番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

議 長 始末書の朗読が終わりました。



番号 8 番について、大間々 17 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 8 番をご覧ください。〇〇、〇〇を渡って、〇〇に向かいます。〇〇という看板を左に来た道に戻るように曲がります。300 メートルほど進んだところに申請地があります。特段周囲に影響は無いと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局 7 ページの番号 9 番から番号 10 番を説明します。

番号 9 番から番号 10 番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号 9 番。現在、市外にて居住していますが、管理が困難である譲渡人より申請地を買い受け、家庭菜園として利用したく申請するもの。大間々町小平乙 627 原野 29 m<sup>2</sup>と一体利用。第 2 種農地。

番号 10 番。現在、県外にて太陽光発電事業を営営していますが、事業に適した申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置したく申請するもの。第 2 種農地。

以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

#### 番号 9 番

議 長 番号 9 番について、大間々 15 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員 11 番、星野です。地図の 9 番をご覧ください。〇〇を渡って、〇〇に向かいます。2.5 キロメートルほど進みます。〇〇から東へ 200 メートルほどに位置するのが申請地です。何ら問題は無いと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 家庭菜園用地ということは農地法第 3 条の申請に該当しないのでしょうか。下限面積が撤廃されたことで誰でも農地を売買出来るのではないですか。

事務局 農地を利用するには下限面積以外にも条件がございます。全面を耕作すること、年間 150 日以上農業に従事すること、周囲との調和を保つことといった条件です。これら全てを満たしていない限り、農地を利用する事は出来ません。申請人としても、行政書士の指導を受けて、農地法第 5 条の申請をする事に同意した上で申請しているという認識をしております。

議 長 その他に意見はございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号9番の申請は可決いたします。

#### 番号10番

議 長 番号10番について、東4区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、関口です。地図の10番をご覧ください。〇〇となっておりますが、〇〇のテニスコートの目の前が申請地です。周辺は獣害被害が酷く数年前から耕作されていないような土地です。周囲に被害を与えることは無いと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号10番の申請は可決いたします。

#### 番号11番

事務局 8ページの番号11番を説明します。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

番号11番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

現在、市外にて不動産業を営んでいますが、閑静で条件に恵まれた申請地を買い受け、建売分譲住宅を建築したく申請するもの。都市計画法29条該当。みどり市土地開発事業指導要綱該当。大間々用水土地改良区第11工区。第2種農地。

以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 番号11番について、笠懸9区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員 1番、鈴木です。地図の11番をご覧ください。〇〇、〇〇を〇〇に100メートル直進します。十字路を南下し、500メートル直進します。十字路を右折します。

突き当りが申請地となります。四方は宅地に囲まれており、何ら問題は無いと思いますが、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

8 番推進委員 譲渡人である相続財産管理人というのはどういった立場の方ですか。

事 務 局 司法書士さんです。相続人が不存在の場合に財産の管理をする方です。

議 長 その他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

#### 議案第 5 号

議 長 日程第 6 議案第 5 号「非農地証明交付願について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 番号 1 番  
(願出人、土地の表示等の説明)  
申請地は全面が山林状態となり農地に復元することが困難であるため、非農地証明の交付を願いたく申請するもの。  
以上 1 件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 番号 1 番について、東 5 区の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 12 番をご覧ください。〇〇と〇〇の間の一角に申請地があります。〇〇を下っていた所です。現在は竹林状態ですので非農地にしたところで、何ら周囲に影響のある土地ではございません。よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第6号

議 長 日程第7議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 今回は新規設定が1件、再設定が18件ございます。  
(議案書:利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する利用権)  
新規設定1件の地積合計は、1,855㎡となります。  
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号1番は可決いたします。

事 務 局 再設定18件の地積合計は、26,409㎡となります。  
以上18件の審議について、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1番から番号18番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番から番号18番について採決をいたします。番号1番から番号18番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声多数と認め、番号1番、番号2番、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番、番号8番、番号9番、番号10番、番号11番、番号12番、番号13番、番号14番、番号15番、番号16番、番号17番、番号18番は可決いたします。

議 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和5年4月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和5年4月25日 午後2時45分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

3 番委員

.....

4 番委員

.....